

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年2月7日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

## 記

### 1. 監査の対象

商工観光課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

### 2. 監査の期間

令和元年12月26日から令和2年1月20日まで

### 3. 監査の方法

監査対象課に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

### 4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。

ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○企業立地等雇用促進奨励金、地域産業振興資金保証制度、小売商業振興資金融資、商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金の申請において、申請書類に一部不備が認められるため、審査にあたっては関係規程に基づき適正な事務処理に努めること。